

災害に便乗した住宅修理トラブルに注意！！

台風や地震などの自然災害はいつ発生しても
おかしくありません。災害に便乗したトラブル
に遭わないように、手口等を知り、落ちついて
対応できるようにしておきましょう。



～事例1～

台風で傷んだ屋根を見て
『今、直しておかないと大変なこと
になる』と不安をあおられ、
高額な屋根修理工事の契約を
した。

～事例2～

雨どいが壊れていると言われ、
保険金の申請サポート契約をし
たところ、受け取った保険金の
50%を取られてしまった。

《トラブルに遭わないためには》

- ✓ 契約を迫られてもその場で契約しない
- ✓ 不安をあおられても、業者の話をうのみにしない
- ✓ 『申請サポートする』『保険を使えば無料』などは要注意！
- ✓ 加入先の保険会社に相談しましょう
- ✓ 訪問販売や電話勧誘販売で契約したときはクーリング・オフできる

「おかしいな・困ったな」と思ったら、消費生活センターへ相談してください。

橋本市消費生活センター

☎:0736-33-1227/FAX:33-1200

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所 1階 窓口⑤

閉庁時は消費者ホットライン188（いやや！）へお電話ください



はしぼう